

令和7年度第1回海老名市文化財保護審議会 議事録

開催日時等	令和7年8月18日（月）9：00～11:00 於：えびなこどもセンター201 会議室
議 題	【議題】 海老名市指定重要文化財の指定について ・「海老名の祭囃子」の指定重要無形民俗文化財指定及び保持団体の認定 【報告事項等】 （1）海老名市デジタルアーカイブの構築について （2）旧今福家住宅文庫蔵等保存調査修理設計について （3）相模国分寺跡保存活用計画の進捗について （4）令和6年度事業実施結果 （5）令和7年事業概要
出席委員	◎浜田弘明、片山兵衛、山本勉、海老澤模奈人、○青木敬、高久舞 （◎会長、○副会長） 委員6名出席、1名欠席
事務局	教育長 伊藤文康 教育部長 江下裕隆 教育部次長 吉川浩 教育部参事兼教育総務課長 近藤直樹 教育部参事兼教育総務課文化財担当課長 押方みはる 教育総務課主事 和田山千暁 教育総務課主事補 半澤妙子

【議事概要】

海老名市指定重要文化財の指定について

- ・「海老名の祭囃子」の指定重要無形民俗文化財指定及び保持団体の認定
- 海老名市指定重要無形民俗文化財として指定し、海老名市はやし連絡協議会（会長大塚真樹）を保持団体に認定することが適当である旨答申することを議決

主な意見

- ・歴史性、独自性、伝承性いずれにおいても地域に根付く貴重な文化である。
- ・指定することで存在を市内外に広く認知されることが見込まれ、また後継者が少なくなっている状況で、保存していくことが重要である。

【報告事項】

- （1）海老名市デジタルアーカイブの構築について
- （2）旧今福家住宅文庫蔵等保存調査修理設計について
- （3）相模国分寺跡保存活用計画の進捗について
- （4）令和6年度事業実施結果
- （5）令和7年事業概要

会長	(1) 海老名市指定重要文化財の指定について 議題 (1) について事務局より説明をお願いします。
事務局	海老名市指定重要無形民俗文化財の指定制度については、海老名市文化財保護条例第5条に規定するものです。 このたび令和7年5月28日付けで「海老名市指定重要文化財の指定について」海老名市教育委員会から、海老名市文化財保護審議会に諮問をさせていただきました。資料1の1ページになります。 (以下1ページ諮問書読み上げ) 次に該当する例規と基準についてです。 参考資料1ページをご覧ください。市文化財保護条例第5条で指定文化財の規定をしておりますが、第3号の海老名市重要無形民俗文化財に該当するものです。 指定基準は参考資料3ページ、第4条第2号で「民俗芸能のうち芸能の変遷過程を示すもので、重要なもの又、地域の歴史や文化に関係が深いものとするものに該当するもの」と考えております。 保持団体の認定基準は、参考資料4ページ、第3条第4号が民俗芸能関係の保持団体の基準となっております。「民俗芸能の性格上、個人的特色が薄く、かつ、当該民俗芸能を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体」としております。 それでは2ページの調査書をご覧ください。 (以下2ページ調査書読み上げ) その他の資料内容ですが、8ページの海老名市域の囃子伝承年代経路図は前回ご意見をいただいた内容に修正してあります。 9ページから27ページの採譜におきましては、譜面作成については、海老名市内中学校の音楽担当教員の方に作成いただいた内容となります。前回の調査状況報告にて未了であった中河内も調査を行うことができ、全17団体の採譜が完成しましたので、資料として追加いたしました。 ここで団体の映像を用意しましたのでご覧ください。 映像は、海老名市域の北部で叩かれている下町囃子系、南部で叩かれている新囃子系を1分程度に編集した内容となります。 (以下映像視聴) 今後のスケジュールですが、9月の教育委員会にて指定の議決を経て告示を行いたいと考えております。 当該案件については、高久委員から所見をいただきました。厚く御礼申し上げます。所見については、高久委員よりお願いできたら幸いです。 長くなりましたが、説明は以上です。
会長	それでは本件の調査所見について、高久委員からご説明をお願いします。

高久委員	昨年からこの調査と一緒にさせていただきまして、いろいろと全体的な様相が見えて参りました。 海老名市内中学校の音楽担当教員の方に採譜をしていただいたことで、音楽的な部分であったり、詳しいところが見えてきたというところでございます。 所見の中で初めは本当に概要のところなのでお読みいただければというふうに思いますけれども、4ページ目のところでございます。 3点所見を述べておりますのでこちらの方をご覧いただきたいと思います。 前回の会議の時でも歴史的な部分に少し触れさせていただいたかと思います。 祭囃子自体は、いわゆる「江戸祭囃子」と呼ばれている江戸の天下祭に起因するものというふうに考えていきますと、近世中期以前に遡ることは難しい状態ですが、近世後期に由来を持っているというのは非常に古い祭囃子であるというのは言えます。海老名市におきましては4団体が近世後期に由来する団体です。 さらに、そのうちの2団体というのが、先ほどお話しいたしました江戸の天下祭における祭囃子の隆盛時期というところとも重なっていきます。もちろん資料が確実にあるわけではございませんので口頭の伝承にはなりますが、例えば下今泉はやし保存会の有形資料というものは、非常に重要なものだと考えております。 それ以外のものに目を向けましても、6団体が明治期、大正期が2団体、昭和戦前期に2団体始まっておりまして、江戸祭囃子の発生時期を考えても、全体的に比較的早い時期に伝えられているということが見えて参ります。 また戦時中中断している団体も多くありますが、他地域ではそこで途絶えてしまって、例えば市外から他に祭囃子を教えてもらうという例が結構あります。海老名市に関しましては、戦前からの伝承が続いているというところで歴史的な接続というのが、途絶えることなく続いているということが言えます。 二つ目の音曲でございます。 こちらは先ほどお話しした通り採譜をしていただいたことによって、採譜による分析からいろいろ見えて参りました。 海老名市内では先ほどもご説明いただきましたけれども、下町囃子系と新囃子系、この二つに分けることができます。新囃子系はさらに二つに分類するということができまして、それぞれの団体で少しずつ音曲が違う。 どちらかという、演奏している皆さんは、自分のものである、他と似ていない、全然違うものだとおっしゃることが多いです。おそらく今映像見ていただいてどこが違うのだろうと皆さん思われたかもしれませんが、各団体で独自のものをちゃんと伝承しているというような気持ちは強くあります。そのこと自体が、ある意味地域共同体を強くしている一つで、それが芸能かなと思っております。 ただ少しずつ違うというように言いましても、今申し上げました通り音曲構造にすごく大きな相違があるわけではなく、逆にそれにちゃんと着目すべきであろうと考えております。というのも、例えば、名人のような人が入ってきて、非常に今風に変えてしまう、今様の祭囃子に変えてしまうというパターンも結構ありますが、それが見られないのです。ということは、それは前の世代からきちんと受け継いで
------	--

会長	いるというところの証左かと思っております。 また由来の伝承等々から見ていきますと、下町囃子系というのは綾瀬、座間、大和地域から伝えられていると。それで新囃子に関しましては平塚市の田村ばやしや茅ヶ崎市域の祭囃子との関連というのも伺えます。 特に面白いのが、新囃子系の門沢橋ですけれども、田村の方から伝えられてきたものですが、今度は田村の方が途絶えてしまった。なので、今度は門沢橋の方から笛を教えた。このように曲の交流というものが生まれております。 音曲的には、実は祭囃子の音曲の研究はそんなにされていないのですけれども、それでも今後の研究を発展する上で周辺地域との祭りと祭囃子との関係をずっときちっと伝えてくれているこの門沢橋の方から研究していくことも可能であろうというふうに考えております。 三つ目が地域的特色ということですが、こちらの市内で発足が最も遅いのは昭和54年、昭和59年です。昭和54年、59年ということで新しく感じますが、それでも40年は続いているということになります。これも先ほどお伝えした通り、外部から全く違うもの例えば、神田囃子と呼ばれているような神田、東京23区の方から習ってきてもいいわけですし、他のところから習ってくるっていうものでもいいわけですが、それでもきちんとこの海老名市の中から教えてもらっている。 つまり、いずれも海老名市内におきまして、伝承されてきたものであるということが非常に特色ある部分かと思います。 途絶えてしまった笛を親から改めて伝えてもらったとか、または大谷歌舞伎の会員の方が踊りを復活させるなど、これは市内におけるそれぞれの団体が個別で活動しているだけではなくて、きちんとネットワークを確立しているというところかと思えます。競争心をもって、もちろん独自の工夫は重ねてきてはいますが、それでも市内で互助してきたというところが、現在活発な活動を継続できている証かと考えております。 このように見ていきますと、歴史性、独自性、伝承性いずれにおいても地域に根付く貴重な文化として判断することができます。一方で、今なぜこの指定をすべきか、というところですが、後継者不足というところ、これは海老名に限らずどこの地域でもどこの団体でもそうですけれども、課題を抱えているところは非常に多くあります。指定をしたからといって必ずしも人が増えるわけではないですが、それでも指定をすることで、市内外に広く認知されるということで、まずは知ってもらおうというところの第一歩が、指定の一番の意義がある部分かと思っております。さらに、海老名市内、また市外においても団体同士の交流がより盛んになるということも期待したいと思っております。以上でございます。 所見の取りまとめについてありがとうございました。 それではただいまの説明をもとに、各委員の皆さんから確認事項あるいはご意見等がありましたらお願いしたいと思います。
----	---

片山委員	海老名に勝瀬地区という狭いエリアがあって、戦時中に津久井のほうから移転してきたところがありますね。ここはおそらく甲州街道に近いところなので、説明いただいたのと違うルートがあるのかと、ちらっと思ったのですが、とにかく狭い場所なので、伝承についての発掘はとても難しいとは思いますが、調べられた範囲でお気づきになった点とかございますか。
高久委員	今回の囃子に関して津久井からというはっきりとした伝承があるわけではないのですが、ただ、祭囃子で限定してしまっただけで申し訳ないのですが、津久井囃子って非常に有名でして、津久井の方からそれこそ甲州街道をたどって、いろんな各地のところに広めているということはございます。 ただ、もちろん、祭囃子もどの芸能もそうですが、一つの地域から必ずずっと伝えられているところだけを守っているというよりも、やはり生き物のように流行っているところを少し取り入れたりすることもあると思いますので、そういうのは津久井も含めて、考えていく必要があるのですが、音曲的に考えていくと、津久井は完全に五人囃子の江戸の方、相模原とか横浜、川崎とかそちらの方に近い囃子なのですね。 こちらの海老名市の囃子に関してはやはり田村であったり、またちょっと違う音曲になっておりますので、多少取り入れていることもあるかと思いますが、完全に影響を受けているとはちょっと言えないかなというふうには思います。
会長	他に何かご意見、ご質問はございませんか。 ご説明いただいた所見を見ていくと、海老名市がたまたま旧海老名村と有馬村が合併したということもあって、北部と南部で系統が違う。それが一つの市の中にあるっていうのは、他にはない、とても特徴的なところかなと、お話を聞いて思いました。 また、戦後、新たな改変が加えられているお囃子が多い中で、海老名市の伝承は改変されずにそのまま続いてきたということは、これやはり指定にするだけの価値はあるのかなというふうにお話伺って思ったところです。 私からそのような意見なれますけれども、ほかの委員の皆さんからもしご意見等があればお願いしたいと思います。
高久委員	私の方から指定の名称について。「海老名の祭囃子」としているのですが、でも、「はやし」「おはやし」と市内では呼称しています。無形民俗文化財におきましては、この名称について、こちらが与えてしまったことによって、それが独り歩きをしてしまうということが結構あります。 ほかの事例で言いますと、例えば箱根町にあります神楽で「湯立獅子舞」というのがありまして、これがもともと地元では「神楽」と呼ばれていたのに、「湯立獅子舞」という文化財の名称にしたことによって、地元の人たちの中でも獅子舞であるとか神楽であるとか、そういう話が出てきたりして、いろいろと名称というのは

	気をつけなくてはいけないところだとは思っています。 これを例えば「海老名の祭囃子」と、私の場合は、「り」を入れないのですが、これを入れたほうがいいのか、それこそ「おはやし」というふうにした方が地域の人たちにとって納得できるものなのか。学術的には「海老名の祭囃子」でいいかと思うのですが、このような名称でいいのか、少しご意見いただけると良いのかなと個人的には思っております。
会長	確かに名称に関しては他所の自治体の例を見ても、やはり行政がつけた名前に変えてしまうという事例は私も幾つか聞いていますので、命名って難しい問題かなと思います。この辺の点につきまして、もし委員の皆さんからご意見があればお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
片山委員	漢字で「祭囃子」と書いてしまうと、やっぱり漢字の持っているイメージが何か硬いものがあるので、例えば他所の地区で、ひらがなで指定ところはあるのでしょうか。
高久委員	あります。他の地域のところでは例えば東京都目黒区の方では、「目黒ばやし」としています。これは目黒ばやし、目黒ばやしって地元で言っているのが良いですが、ここは「海老名ばやし」という風にしてしまうとそれはそれでちょっと違うかなというふうに思います。 東村山市の方ではひらがなで「まつりばやし」という呼称で指定されておりました、逆に言うと東京都では、「江戸の祭囃子」と漢字で名称されています。 埼玉県の方では、川越祭りばやしで祭りは、祭りの「祭」は漢字、「りばやし」がひらがなというような指定名称となっておりまして、かなりそれぞれですね。なので、どの形がいいかすごく難しいなと思っています。
会長	系統の違うものが二つ合わさっているので「海老名の」は必要なのかなと思いますが、その「祭囃子」の部分の表記の問題かと思います。 他の委員の方から何かアイディア、ご意見があればお願いしたいと思います。 今のご説明あったように「はやし」ってひらがなにするのは一つの方法かなって私も思いました。地元の方も「はやし」とか「おはやし」と呼んでいますね。 あと、囃子という漢字自体も難しい。ですので、まあひらがなもありかなとは思いますが、その辺について皆さんからご意見をいただければと思います。
高久委員	もしそのほうがいいのであれば、やっぱり「おはやし」のほうがいいのかというようにも思っておりまして。 「はやし」としてしまうと、今度は違う意味でまた「囃し」という何かを囃す掛け声をかけるっていう風にも捉えられてしまう可能性もありますので、「おはやし」がいいのか、きっちり「祭囃子」としたほうがいいのかというところです。

会長	難しいところですが、「海老名のおはやし」とかでしょうかね。 事務局からもお願いします。
事務局	名称について今回諮問では「海老名の祭囃子」とし、調査書にも記載してあります。確かにこの名前についてどうするかは悩んだところではあります。市内でははやし保存連絡協議会の「はやし」はひらがな。それでその下に所属している各地区のお囃子の団体についてはひらがなのところと、漢字のところがあります。「はやし連」とか「囃子保存会」なんですけれども。国分囃子保存会、それから門沢橋渋谷囃子保存会については漢字をとって、多分古くから「囃子」という漢字を使っていたからこそこういうふうにはなっているものと思います。 全体で考えたときに無形民俗文化財としては、神社祭礼に奉納される祭りばやしであることから、「祭囃子」としたのですけれども、その辺りが事務局としても悩ましいところではありますが。団体の方の承諾については、「祭囃子」でとっております。
会長	ありがとうございました。 ただいまの事務局の説明も踏まえて改めて、ご意見があればと思いますがいかがでしょうか。保存連絡協議会は、「はやし」はひらがなのですね。
山本委員	今の「お囃子」の問題ですけれども、辞書といいますか辞典類で「おはやし」という項目があったりはするのでしょうか。
高久委員	「おはやし」ではなくてやっぱり「祭礼囃子」「祭囃子」というような書き方が多いですね。
山本委員	何かそういうことを思うと、ここで「おはやし」という単語を出さないほうがいい気はします。
高久委員	地元の方たちが親しみを持っているところにするか、学術的なところでやっぱり踏まえるともちろん「祭囃子」の方が適切だということもありまして、団体の皆さんが「祭囃子」でいいとおっしゃるのであればいいのかなという気もします。
会長	一般的に文化財名称だとやはり「祭囃子」かな、と思うのですが。
山本委員	いろんな分野で文化財の名称というものはそういう問題あると思います。親しまれているものと、学術的なものと。やはり指定名称としては学術的なものにしておいて、もしその部分を例えば、子供たちでも勉強する子がいたら、そういうものだと思っていくと。そういう経路をたどるほうがよろしいのではないかと思います。

会長	「祭囃子」にした場合、保存連絡協議会はひらがなを使っていますが、その辺の整合性等は、何か考えたほうがよろしいのでしょうか。
事務局	漢字かひらがなかっていうことですけれど。 海老名市はやし保存連絡協議会はこの形で長年やってきて、多分子どももいるから「はやし」っていうのは漢字にできなかったのではないかと思うのと、各地区のはやし保存会とか、はやし連とかももともとは漢字だったところを、おそらく書くのが面倒というところで、ひらがなにしているところもあるかと思います。 この団体の名称については、我々の方からこうしてくださいというところは特にないので、このままの名前で、地元ではこれからも「はやし」、「おはやし」と呼称すると思うので、指定の名称としては「祭囃子」ですけれども、各団体の呼び方というのはそれで変えることはないということでよろしいのかというふうに考えております。
会長	以上の説明を踏まえまして、各委員から改めてご意見をいただけたらと思います が青木委員いかがでしょうか。
青木委員	私も学術上の呼称と、実態としてやっているものっていうのはちゃんと分けて考えたほうがいいと思います。ですので、指定名称としてはこのままがよろしいのではないかと思います。 もちろん祭りをこれから伝えていく人たちがどのように使うかというのはその人たちの裁量に委ねられている部分ですから、そこがきちんと切り分けられていれば、特段支障はないかと思いますので、私は原案のままでよろしいかというふうな意見でございます。
会長	海老澤委員はいかがでしょう。
海老澤委員	基本的には今、青木委員がおっしゃったことと同じような考え方ですが、カテゴリーとして「祭囃子」というのが一般的になっているのであればそれでよろしいかなと思います。 ただ「祭」というのは必ずつけなければいけないのでしょうか。各地区の団体のところは全部「囃子」というふうになっていますが、やはり「祭囃子」で、「海老名の囃子」では駄目なののでしょうか。
高久委員	例えば、囃子の「囃子」を漢字に表すのであればいいのかなとは思いますが、「囃子」の子どもの子をひらがなで「囃し」って言うと、「囃す」っていうまた祭囃子とか何か違うものになってきて、それこそ学術的に違う風にとらえられてしまう可能性がありますので、もし私が何も知らずに「海老名の囃し」と聞いたら、ここには祭り囃子ではない違う芸能があるのかなというふうに見てしまう可能性があ

	るなどと思います。囃子の「子」は、漢字で「海老名の囃子」っていう風にしてもいいのかもしれないですが。 そうすると、それであれば、ひらがなの方がいいのではないかとかとも思いますし、「囃子」よりも「祭囃子」の方が、今回の内容としましては、よろしいかなという気もいたします。「祭囃子」もしくは「祭礼囃子」になるのかなというふうには思います。
会長	やはり分類のことを考えると「祭囃子」が妥当な名称という印象を受けますが、改めて片山委員いかがでしょうか。
片山委員	漢字でちょっと硬いですが、行政的な表現をして、運用についてはひらがな名称を持っているところはあると思いますので、それで特に大きな問題はないように思います。
高久委員	「囃子」の漢字に送り仮名はちょっと不自然でしょうか。 送りがなで「祭り囃子」と。それはどうですかね、指定名称の中で。そういうふうを書くべきであればその方がいいと思いますが。
片山委員	そこにこだわらなくてもいいような気もしますが、行政名は固く、運用上は柔らかく。
会長	これまで指定名称で何かふりがなにしたものってありますか。
事務局	説明の時には仮名を振っているものがあります。 例えば前回登録をさせていただいた、独鈷井戸。通常は「どっこ」って呼んでしまうので、両方を説明するときには、ふりがなを振ったりはしております。
会長	改めて山本委員から、ご意見はどうですか。
山本委員	今のふりがなの部分はそれでよろしいと思います。 普通のルールにする場合もあれば、括弧にしている場合もあるだろうし、自由に運用したほうがいいのではないかと思います。
会長	指定名称については「海老名の祭囃子」ということで異論はないでしょうか。 そうしましたら最初のこの資料の通り、「海老名の祭囃子」っていう漢字表記にするということで、答申する形でよろしいでしょうか。 もしその他ご意見がないようであれば、「海老名の祭囃子」を海老名市指定無形民俗文化財に指定することにつきまして、また海老名市はやし保存連絡協議会会長を保持団体に認定することにつきまして、それぞれ適当である旨答申するというこ

事務局	とでよろしいでしょうか。 では皆さんのご賛同をいただきましたので、答申書については今後会長一任という形でよろしいですか。 それでは今日の中心議題の市文化財指定について、以上で論議を終えたいと思います。 次に報告事項等について事務局より説明をお願いします。 報告事項等 報告事項（１）海老名市デジタルアーカイブの構築についてご説明したいと思います。資料２、１ページ目をご覧くださいと思います。 本業務につきましては、海老名市で所蔵する郷土の貴重な歴史資料について、デジタル化による保存と活用を促進するため、構築するものになります。郷土の歴史的資料の情報を後世に継承するとともに、誰もが時間や場所を問わずデジタル化した歴史資料について閲覧を可能にして、児童生徒の地域学習教材や、市内外の生涯学習研究等、幅広い世代や対象に教育や学術的利活用の促進、海老名市の特徴や魅力を発信することを目的として考えております。 本件につきまして、公益財団法人図書館振興財団の 2024 年度提案型の助成金に応募しまして、助成の採択を受けまして、令和 7 年度、8 年度で助成総額として、4,287,820 円の助成をいただいて事業を進めるものでございます。 構築の理由は今述べた通りですけれども、こういった歴史資料のうち、特に古文書やパンフレットみたいなものは、展示したときに表だけは見られますが、中身とか裏側は見えないところがありますので、こういったものも見られるようにしたいと思っております。また、市内の例えば広報担当とか、あと学校が持っている写真などがありますので、そういったものを集約して保存しながら、なるべく多く公開していきたいというところであります。これからシステムについて構築し、公開の予定は来年の 3 月を予定しております。 絵図などのデジタル化が少しございまして、これを現在進めているところです。また、教員と意見交換をしたり、教材化のためのワークショップを開催したりする予定でございます。 アーカイブについては、クラウドを利用して公開していきます。特に見る方にとっては、特段のアプリやシステムをダウンロードしないで見るができるようになります。作っただけですとなかなか皆さんに見ていただけないかもしれないので、PR チラシや広報、ワークショップ、SNS を活用して周知していきたいと思っています。また来年度は、アーカイブと連動したパネル展の開催を考えております。新資料も次年度以降追加をしていくということを考えております。 それから、ジャパンサーチという検索サイトを国の方で運用しておりますが、そちらの方にも引っかかるような形で登録をして参ります。 機能としましては、フリーワードでの検索、或いは地図から探す、種類で探す、時代で探す。それからただデジタルで、写真とかだけを掲載するだけですとちょっ
-----	---

会長	とつまらないと思うかもしれないので、スペシャルコンテンツというものと、キッズページを作って、そこには少しストーリー性があるものを掲載する予定です。 今年度の予定ですけれども、構築業者の選定・契約ですが、7月までにプロポーザルを終え、TRC-ADEAC 株式会社というところに決定をしております キッズページについては、教職員の意見を聞いて作成をしていきたいと思っております。今月の終わりに教員と図書館の方を呼んで、意見を伺う場を設けております。 公開については、3月を予定しております。公開してからも、意見交換や説明をするようにしたいと思っております。 教職員との意見交換や研修では、専門の講師の方によるワークショップとか、それによってデジタルアーカイブを知ってもらってということが目的ですけれども、教員の方が欲しい資料を把握して、学校でうまく取り入れていただけるようにしていきたいと思っております。そういったことをキッズページの方に反映していつて、学校でも使いやすいものとしたいと考えております。 先ほど申し上げたスペシャルコンテンツについてですけれども、いくつか予定しております。相模国分寺跡・相模国分尼寺跡、それから秋葉山古墳群が海老名の国指定史跡になりますのでそちらの紹介。それから、温故館で過去に展示を行って非常に人気がありました、江戸時代の旅と近代鉄道の資料を企画展のパンフレット等に沿って、コンテンツとして作成していく予定です。 別表2のとおり、明治から昭和、或いは一部平成に入るものもありますが海老名地域の写真、それから古い絵はがき、絵双六とか、そういったものの搭載を予定しています。 今後の予定としては、有形文化財、民具類、無形民俗文化財、例えば先ほどの囃子のような記録とか、文書関係、考古資料、絵図とか、航空写真、そういったものも搭載していきたいと思えます。 クラウドを借りるということで、容量がある程度値段によって変わってきますので、お囃子のような動画でないとわからないものについては、YouTube にアップしたものを紐づけるとか、そういったような工夫をしていきたいと思えます。 今後についてですけれども、学校では社会科の資料集というものがあります。本になっておりまして、これをすべてデジタル化するかどうかというのはまた今後検討ですけれども、この中でよく使う部分っていうものを、見やすくデジタルアーカイブの方で見られるようにしていければなというふうに考えております。 その辺も教員の方との意見交換を考えます。 せっかくなので、活用されるデジタルアーカイブにしたいと思えますので、こういう資料が欲しいっていうものを、リクエストを伺って、入れていきたいと考えております。 説明ありがとうございました。 ただいまの説明について何かご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。
----	---

	いかがでしょうか。
海老澤委員	クラウドを民間のものを借りるということですが、サブスクリプションみたいな感じで定期的にお金を払って借りるということだと思います。そういう予算的な問題とか、あとその持続性というか、未来へそれが残るのかとかそこら辺の検討は、どうなんでしょうか。
事務局	今このプロポーザルで決定した TRC-ADEAC 株式会社は、デジタルアーカイブの運用を広くやってる大手の事業者で、そのシステムの中に加わるような形になります。今約 170 の自治体が入っているものになります。 ただしおっしゃる通り、ずっとそこでいくかというところは確かにあります。例えば 10 年など経過したときに、見直しはどこかでする必要はあると思います。 今回の契約では、掲載するデータのバックアップを一つにまとめてもらう形になるので、また、もしクラウドを変えとか、サービスを変えとかいうことになる、そういったバックアップなどを渡して、また別の会社で構築することは可能かと思います。 ランニングコストですけれども、クラウド利用料は月額で 4 万 4000 円という形になります。容量が越えない限りは、その値段でしばらくいく形になります。
山本委員	将来搭載する資料の候補ということになるかと思いますが、例えば自分のことで申しますと、海老名市史の編さんの一環で、もう 20 数年前に仏像の悉皆調査について海老名市では終わっていて、特に写真資料ですね。ああいったものを入れていけるのでしょうか。
事務局	既存の資料については、今回、一度に掲載するのは難しいのですが、将来的には入れていければなと思っております。ただ、神社やお寺が所蔵するものではありませんので、載せていいかご意向を確認して、こういう性質のものということを 1 回組み上げてからご覧いただいて、そこに搭載できるかどうかご判断をいただく必要があります。各所蔵者さんにお話を進めていければなと思っております。
山本委員	それから過去に作成したデータ群というのが発想の元にあると思うのですが、逆にこういうのを公開した場合に期待されるのは、例えば海老名市であれば、海老名市が指定している文化財に関するデータが見たいという声は当然出ると思うのですね。そういう形で提供する予定はあるのかどうか。
事務局	今はまだ写真を選んでいる段階ですので、もちろんそういう指定のものについては、できるだけ公開していきたいので、まずは、文化財の中で公開することであれば、史跡で指定されているものを進めます。有形についても公開できればと考えております。

山本委員	大変意味あることだと思うので、本当に是非とも永続性を持ってやっていただければと思います。
会長	私もデジタルアーカイブに関しましては、原資料の劣化を防ぐという意味で保存と活用に非常に有効的なので、良い取り組みだと思っております。 今回のこの資料2の裏面を見ると、データ数としては全体では500件程度ということになるのでしょうか。今後これをどう、どれくらいまで増やしていくのかということ、それから、今年度来年度は助成金で賄っておられますが、令和9年度以降の予算立てというのはどうするか。その見込みがあれば、お話いただければと思います。
事務局	9年度以降というのはまだ先のことなので、何とも申し上げにくいところですが、今一旦この2ページの方に掲載している資料を、大体500件ぐらいになるのではないかなと思いますけれども、搭載する予定です。 1回作り上げたシステムに追加で資料を整えて、アップしていくってということが可能になります。100件200件を一度に入れることは難しいのですが、個別に数件ずつ上げていくということができるので、まず公開して、公開の状況を見ながら、皆様の意見も伺って、個別に公開していきたいと思います。まとまったコレクション資料などを撮影から行うという形になれば、委託という形になるかと思います。 今回撮影をお願いしている資料については、割と大きい絵図です。詳細なところまで見られるように撮影を依頼しております。 それ以外の過去の写真とかは、私どもで複写したものとか、あと過去に撮ったフィルムから、自分たちで起こしたものがかなりあります。遺跡の写真については、昔スライドで、コマ或いはスリーブで保存していたものをデジタルにすることを、ここ10年ぐらい毎年少しずつやってきていましたので、それを使って搭載をしていきます。 ただ、それ自体も今回のこの500件の中には全部入っておりませんので、公開されてから、自分たちで使う頻度が多いものについて、少しずつ上げていきたいと思っております。今後、先ほど山本委員からあった仏像ですとか、或いは民俗資料とか考古資料も入ってくるのかなと思います。
会長	そのようにたくさん入ってくると、デジタルアーカイブというよりも多分、デジタルミュージアムとかという形に発展していくのかなと思います。 この近隣ですと、藤沢市とか、町田市がすでにやっておりますが、将来的にはそんな形に発展させていくという方向性で考えておけばよろしいのでしょうか。
事務局	なかなかどれぐらい発展できるかっていうところは、予算との兼ね合いもありますけれども、最初から相模原市さんとか、小田原市さんとか、かなりの額をかけて構築しているところもありますが、親しみやすい、使いやすい資料を搭載していく

会長	形で、少しずつ拡大させていければというふうに思っております。 それがデジタルミュージアム的な形に発展できるのであれば、温故館や歴史資料収蔵館で閲覧するのには、限界があるので、そうなればいいとは思っております。
海老澤委員	他の委員の皆さんから、何かご意見等ございませんでしょうか。 ちょっと見当違いの話かもしれませんが、今自分がやっていることと関連してお聞きしたいのですが、やっぱりデジタルアーカイブってインターネットに載せると、世界中から閲覧できるわけです。 基本的には趣旨を見ると、地域学習とか、海老名の中での利用という目的が前面に出されている印象があるんですけど。例えば私は、来週から海外に調査に行く関係で、言葉もわからないポーランドの資料をダウンロードしていますが、インターネット上の翻訳ソフトを使うと瞬時に翻訳できてしまいます。5年ぐらい前から、デジタルデータのアーカイブのおかげで、研究者においても、研究環境が変わってきています。そういうような状況を考えると、ひょっとしたらこういう海老名のデジタルアーカイブも、遠く離れた海外の研究者が見る可能性もありますよね。それでダウンロードして翻訳して、論文に書いたりするという可能性がありますので、ジャパンサーチで検索を紐づけるというようなお話もありましたけれど、例えば見出しだけでも英語を入れておくとか、何かそういうことをやるとかなり利用の幅が広がるのかなと思ったりしました。 その辺り、そもそも検討されているのか、或いは可能なのかとかですね、せっかくなので聞いてみたいと思います。
事務局	ジャパンサーチで検索できるようになって、写真についても IIIF という国際標準に変換して公開する形になります。まずは地域の活用を考えておりますけれども、当然こういった公開になると、世界中の国からの閲覧というのも可能性としてはあると思っております。 言語について特段、英字表記は考えておりません。というのは、今、海老澤委員がおっしゃった通り、変換がパソコン上でできる部分があると思うので、多言語の要素を盛り込むということまでは考えてはいないです。 タイトルに英語で海老名のデジタルアーカイブって入れるのは、できるかというふうには思いますので、そこは検討させていただければと思います。
会長	他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。 では、(2) 旧今福家住宅文庫庫等保存調査修理設計につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	資料の 3、3 ページになります。 旧今福家住宅の部分の蔵についてですけれども、建物基礎の劣化がありまして、

会長	東日本の震災とか、過去の震災で徐々に傷みが出てきているのかなという印象なんですけれども、建物自体に傾きが少しあるように思われまして、昨年8月に少し大きな地震がございましたけれども、そこでも瓦が1枚落ちて破損するというようなことがございましたので、保存修理を要する状況かと考えております。 また門の方についても屋根の雨漏りとか、虫による害などの傷が見られまして、あわせて塀についても木材の傷みが見られるので、ここで保存調査の修理設計を行いたいと考えて進めているところです。 海老名市においては公共施設において海老名市個別施設計画というものを作成しております。教育施設のうちの文化財施設も計画を持っております。ですけれどもこの旧今福家住宅については、文化財保護の観点から、別に詳細な調査が必要ということになっておりまして、このことから、文庫蔵、表門及び塀について、今後の保存修理のための調査設計を委託により行うものです。対象としましては、文庫蔵と表門及び塀になっております。設計の概要について、まずは現況の調査の報告書を取りまとめていただくという形です。過去の修繕履歴のまとめですけれども、これは、5ページの方に修繕、改修の履歴がございます。これ以外に何かあるようであれば加えるような形になって参ります。 今後、改修時期、或いは概算金額を記入した計画年表、とりあえず今後10年程度の計画を作るということです。あとは、修理設計図書の作成ということになっております。契約期間につきましては、6月9日から令和8年1月9日。 こちらは来年度の予算にできれば盛り込みたいというところで、或いは来年度ではなくて緊急であれば、今年度対応する部分になるか、その辺も踏まえて早めの契約の期間としております。契約者は市内の業者で、寺社仏閣等の設計をやっております加藤建築設計というところと委託契約を締結しております。 業務の内容については、簡単に述べましたが、4ページの方に、基本設計と実施設計について、提出内容を掲載しております。 パンフレット裏面で、下の方に今福薬医門公園という公園の説明が出ております。表門が、入口のところに薬医門でございまして。板塀と書いてあるところが、今回対象になっている塀になります。あと文庫蔵が、入口から入って左手のところにございまして。今まで何回かは修理してきておりますが、本格的に必要な部分、特に構造的な基礎回りに割れている部分があるので、そういったところを重点的に修理したいと思っております。 また、この設計にあたっては海老澤委員もアドバイスを頂戴いたしました。 まずは現状の把握ができてから、方向性について検討する時に、専門の先生にも伺いできればと考えておるところです。以上です。 ありがとうございました。 ただいまの報告につきまして何かご意見、ご質問があればお願いしたいと思っております。海老澤委員から何かございますか。
----	---

海老澤委員	予算的には厳しい状況でどこまでできるかということでご相談を受けたので、まずは建物の実態を把握し、計画を立てることからだと思います。 実は私自身まだ実物を見たことがないので、1度見てみたいなと思っています。
会長	ご専門の立場からぜひアドバイス等いただけたらと思います。
事務局	現況の調査がまとまり次第、個別にご相談させていただいて進めたいと思います。 またご報告差し上げたいです。
海老澤委員	この報告書はどれくらいの規模のものですか。
事務局	とりあえず傷んでいる部分がどう傷んでいて、写真でこの部分に問題があるのかつけていただきます。傾きについては計測していただいております、3センチぐらいの沈下があるかなという話は現況で伺っております。 図面につきましては、配置図の隣にある門の図面については、前の審議会委員の清水先生にご指導いただきながら私どもで作ったものになります。文庫蔵の平面図についても清水先生のご指導で作成したものになります。 立面図については、過去の修繕の時に、業者の方で作ったものになっております。
海老澤委員	これとは別に、また図面を作られるという考えですね。
事務局	設計になるので、必要な部分で図面を作成する形になります。 ご相談を差し上げた中でも、中の構造や内側の板張りがどうなっているか、その内張を剥がしたときにどうなっているかというのが、わからない部分がありますので、1階は修繕されているので、剥がして確認する必要があります。そういったところがわかるようなものを作成していただくようになるかと思っています。
会長	よろしいでしょうか。 その他にご意見、ご質問はございますか。 そうしましたら、(3)相模国分寺跡保存活用計画の進捗につきまして、事務局からまず説明をお願いいたします。
事務局	資料の4の方になります。9ページです。 昨年度、審議会では相模国分寺跡保存活用計画の方向性等について一度ご意見をいただきましたが、その進捗などについてご報告をしたいと思います。 まず、9ページの1が保存活用計画の章立てとなります。 昨年度をお示したものからですね、相模国分寺跡保存活用部会でご意見をいただいて、一部順序を変え、文言の修正を行っております。右の欄が進捗状況で丸はほぼできているというところで、三角が一部まだ修正中、バツのところは事務的な調

査調整も含めて、まだちょっとできてない部分になります。

特に6章と、8、整備の方向性については、県と文化庁との協議等がございますので、あと10の工程についてもその辺も踏まえて、作成していくものになりまして、現段階でまだこのところできておりません。

全体が整いましたら、改めて議題としてご意見をいただきたいと考えておりますけれども、本日は保存活用部会の開催状況と、活用計画の中でも大切な部分の第3章の史跡の本質的価値と、第5章の大綱・基本方針について、内容を報告したいと思います。10、11ページは、昨年度2回相模国分寺跡保存活用部会を開催いたしましたので、その議事概要となっております。

1回目につきましては、12月23日で部会長の選出をさせていただいて、保存活用計画の全般構成と内容、検討事項等について協議を行いました。保存活用部会の部会長については青木敬委員にお願いしております。また職務代理として、海老澤委員についていただいております。

1回目の主な内容としては、本質的価値、新たな価値評価の視点での明示というところで、不足の部分についてご意見をいただいております。また計画の構成について、大綱基本方針の前に、現状と課題を書く方がいいのではないかということで、その辺の入れ替えを行っております。

基本方針については、全体的な歴史の一コマというとらえ方ではなくて、もっと歴史の重要な赤字として、ユニークな点を唯一無二の存在としていえるような記載をしてくださいということで、そのように修正をしているところです。

第2回につきましては2月21日に開催しております。第1回会議で出たご意見に対しての修正、それから基本方針、各方向性等について、期間と、今後整備が必要となってくる東側地区の現状の確認をいただきまして、意見交換をいたしました。

主な意見としては、保存の現状と課題のところで、もう少し発掘調査に関することを入れていただきたいというご意見をいただいております。また、基本方針の活用部分で、今後の将来性みたいなところを表現する、つくり出す表現をとということで、なるべく対応しております。その他、保存管理の方向性、活用の方向性整備の方向性でご意見をいただいております。

一番難しい点として書き方でご意見をいただいたのは、周辺景観と相模国分寺跡の関係についてでした。周辺景観に配慮するという形にしてみると、周りに極端な話マンションができたときに、国分寺跡をそれに合わせるような読み取りにもなるということで、その辺の書き方を注意して欲しいとお話をいただいております。

第3章の史跡の本質的価値の第1節の史跡の本質的価値の明示、第2節で新たな価値評価の視点の明示ということで、こちらの方は部会の方でもご覧いただいて、概ねこの形で良いかなと思いますので、提示をさせていただきます。

まず第一節の方の本質的価値の方につきましては、相模国分寺跡がどういったものかということを中心に1～6番まで記載しております。国分寺建立の詔を契機とした国家仏教の拠点で、律令体制による地方支配の実態として、相模国特有の国分寺の造営を理解することができる金堂ほか主要堂塔が残っていて良好であるということ。

青木委員	それから、国分寺跡としては非常に大きく、土木建築に係る技術についても知ることができる。また、位置的なところから国分寺の立地環境を知ることができる。それから発掘調査により、最初の創建から補修や再建を行っているという変遷を追うことができる。全体として国分寺の実態とともに、古代の相模国の様相を具体的にとらえられる遺跡であるということを本質的価値として明示しております。 新たな価値評価の視点の明示としては、この史跡から得られるものとして示しており、海老名の文化財保護の出発点である、今も海老名市の郷土学習の拠点的な場所となっていること、先ほどの景観との関係もありますけれども、都市空間において、憩いの場を提供している。最後に、県内の古代史を語る上での中心的な存在であるということで提示をしております。 本質的価値について以上のようにまとめまして、5章では望ましい将来像と基本方針を定めております。 望ましい将来像として大綱を定めるということになっておりまして、大綱について1点目は、我が国の歴史の一端を示す重要な証として、また古代相模国ならではの特色を持つ相模国分寺跡を恒久的に保存し次世代に継承していきます。2点目は海老名市の誇り、地域の宝として見学、観光、学習だけでなく、誰もが行きたくなる、行ってみようと思える史跡であり続けますという形にいたしました。 基本方針としては、保存と活用と整備運営体制でそれぞれ方針を定めておりまして、その下に方向性をつけております。 保存の方法は、相模国分寺跡を構成する意向を確実に保存する、史跡の全体像の解明に努め、価値を広く共有するとしております。 活用については、学習的活用を促進する、それから多くの人が集い地域に活気をもたらす活用事業を推進する。 海老名市を代表する歴史的資産として、相模国分寺跡の情報発信に努める。また、活用促進により、新たな文化的創造に繋がることを意識する。 整備としては、相模国分寺の歴史や特徴を理解できるように表現する。歴史的資源としてふさわしい景観の創出と市街地における貴重な緑地としての環境を保全する。 最後に運営体制では保存、活用を担う人材の確保、育成を図る。また関係する組織や地域住民との連携により安定した保存管理体制を構築する、という形としております。本日はご報告という形で概略になりますけれども、ここまでの状況については以上でございます。 青木委員に部会長をお願いしておりますので、お話いただければありがたいと存じます。 ただいまご説明いただきましたとおり2回にわたりまして、保存活用部会の方でこちらの活用計画の方向性ですとか、内容等の取りまとめに着手しておりまして、現状は今ご説明があった通りです。特に第1回目の昨年12月の段階では、史跡の本質的な部分を含めた価値に関しての、議論が割合多く、あとは構成、それに関して
------	---

の議論をして、その1回目の議論を踏まえてこちら12ページ以降の第3章の史跡の本質的価値というところを、今お示した形でまとめています。

これに関しましては昨年度の文化財保護審議会でも、この活用部会を開催する前に委員の先生方からご意見をいただいていた部分がございます、その部分に関しましては多少、反映をしているという形でまとめております。

2回目に関しましては、基本的には先ほどの説明にもありましたが、国分寺をコアとして、その周辺の部分を含めた景観に関して、かなり時間を割いて議論をしたというところです。

といいますのも、国分寺の隣接地でマンションの開発計画が以前ございまして、それに伴っていろいろな対応に追われたということもございますので、今後国分寺周辺での開発と、景観の保持をどうやって両立させていくのかという点で、かなり時間をかけて議論をしたところであります。

先ほど説明ありましたとおり景観に関しましては、少し踏み込んだ表現で考えて欲しいということを部会としてはお願いをしているところであります。

あわせて景観とか開発とか、文化財っていうのは開発側と割と利益が相反する部分もありますけれども、当市の中での横関係の連携っていうのもすごく大事になってくるだろうと。そういうこともあわせて部会の方で議論をさせていただいて、それを踏まえて、文言として反映できればということで、今、取りまとめをお願いしているということでもあります。

あと、2回目の会議の中で割合時間を割いたのは活用に関してです。都市型と申しますか、駅から比較的近いところに史跡がございますので、駅からどのように誘導していくかということに関しても議論になりました。

ビナウォークのところに七重の塔のモニュメントがあるので、実際に現地に足を運んでいない人でもまず取っかかりとしたり、相鉄の新しい北口のところから国分寺跡の方へ案内するようなサインの設置であるとか、そういう形の誘導の方法でぜひ現地に足を運んでもらうということを短期的、中期的にこれから促せるようないろいろな仕掛けをやはり考えて欲しいということが一つありました。

もう一つは、伽藍地の東側の部分の活用をどうしていくかということも多少議論になっております。サインの手法として、建物等の復元は行わないけれども、実際に創建当時の国分寺はどういう景観だったのかということが、来訪者にわかるような表示のようなものが必要ではないかという事が議論として出ておりまして、一案として一部の遺跡ですでに実施されているのですが、大型の亚克力版を張って、例えば条里割がわかるような形で、ある1点から見ると当時の条里がどういうふうに地割されているのかというのが亚克力板を通してわかるようになるっていう例がありますので、こういったことを国分寺でもできないかということが議論になりました。実際に試作していただきましたが、なかなか東側から見るとうまい形で表現ができないので、もう少し違った形での表示になるかなというところが、今のところの落としどころになっているということもあります。

基本的には2回目では、そういった活用等を考えた上で今後短期的・中期的にど

	ういうことを盛り込んでいくかということが主な議論になってきているというところで、これも先ほどの冒頭ご説明にありました通り、現状9ページのところに出ています。 前半に関しましてはほぼ、内容に関しては、固まって参りましたけれども、県とか文化庁との協議が必要になってくる部分に関しまして、まだ少し作業が残っているというところで、保存の方向性以降に関してはまだ協議が必要な部分があるということですが、前半部に関しては大方でき上がってきたというところが現状であります。以上です。
会長	ありがとうございました。 この件につきまして、他の委員から何かご質問等があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。この部会についてなんですが、今年度会議は何回ぐらい予定されていますか。
事務局	今まだ事務局の方の取りまとめで次のご提示ができていませんが、今年度1、2回程度でできればと思っております。よろしくお願いいたします。
会長	わかりました。引き続きお願いします。 他に何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。 ではこの件につきましては、改めてまたこの審議会の議題に出されるというふうに聞いておりますので、その際に改めて審議をしていきたいと思います。 各委員、事務局からなにかありますでしょうか。 それでは本日の議題はすべて終了となりました。 報告事項残り（4）と（5）がありますが令和6年度の事業実施結果と、令和7年度の事業概要となりますので、ここから先は事務局に進行をお返しします。 報告事項について、事務局より説明し閉会